

令和6年度環境省調達改善計画の年度末自己評価結果（概要）

1. 共通的な取組

(1) 調達改善に向けた審査・管理の充実

・外部有識者委員会の更なる活用

本省及び地方支分部局等における工事・建設コンサルタント及び物品・役務等の契約案件について、外部委員により構成される入札監視・契約適正化委員会を開催し、令和5年度における工事等の契約について審査を受けた。

(2) 調達事務のデジタル化の推進

令和6年度の調達案件のうち、入札案件については本省で765件中677件（約86%）、地方支分部局等で1,023件中783件（約76%）の電子応札があった。

また、少額随契を除いた契約全体として、本省で1,306件中715件（約55%）、地方支分部局等で1,547件中406件（約26%）の電子契約を締結した。

2. 重点的な取組

(1) 一者応札の事前審査・事後審査の実施

・契約前自己チェックプロセスの実施

令和6年4月1日以降に契約を行った案件のうち、前年度の契約金額が1,000万円以上で、かつ前年度「一者応札」「落札率が高落札（90%以上。工事は低入札調査基準の範囲（0.75～0.92）以上）」であった案件（仕様内容を前年度から変更しているが入札に参加し得る者が前年度と同様の案件を含む）及び契約金額及び落札率を問わず、「一者応札」が2カ年度以上続いている全案件について、本省については、288件、地方支分部局等については、166件の契約前自己チェックを行うことで、契約方式の妥当性を確認し、複数者応札（競争性）の確保に努めた。

・参加者確認公募を実施することの妥当性確認

令和6年4月1日以降に契約を行った案件のうち、65件について、環境省会計担当で組織された契約委員会にて、参加者確認公募による妥当性について公告前の事前審査を行った。

3. その他の取組

(1) クレジットカード決済の活用

地方支分部局等については、電気料金（1件）、水道料金（2件）及び電話料金（3件）について、小切手等により支払手続きを行う必要があったものをクレジットカード決済による支払にしたことで、事務の効率化が図られた。

(2) 公告期間等の改善

令和6年度の調達案件のうち、令和5年度一者応札から複数者入札に変わったものが環境省全体で23件であった。

- (3) 競争参加資格要件の緩和
令和6年度の調達案件のうち、令和5年度一者応札から複数者入札に変わったものが環境省全体で9件であった。
- (4) 事業者が準備にかかる時間を十分に確保できるよう留意した受注者の決定時期の設定
令和6年度の調達案件のうち、令和5年度一者応札から複数者入札に変わったものが環境省全体で20件であった。
- (5) 提案書等の分量の適正化
令和6年度の調達案件のうち、令和5年度一者応札から複数者入札に変わったものが環境省全体で2件であった。
- (6) 仕様の明確化
令和6年度の調達案件のうち、令和5年度一者応札から複数者入札に変わったものが環境省全体で38件であった。
- (7) 報告書等の積極的な開示
令和6年度の調達案件のうち、令和5年度一者応札から複数者入札に変わったものが環境省全体で14件であった。
- (8) 電力調達、ガス調達の改善
・支払事務の効率化
本省については、電気料金3件について、地方支分部局等については電気料金12件及びガス料金5件について、クレジットカード決済による支払を実施し、事務の効率化に努めた。

その他の取組

調達改善計画		令和6年度年度末自己評価結果(対象期間:令和6年4月1日～令和7年3月31日)	
具体的な取組内容	新規 継続 区分	取組の効果 (どのようなことをして、どうなったか)	
		定量的	定性的
クレジットカード決済の活用	継続	-	(地方支分部局等) 小切手にて支払手続を行う必要があった電気料金、水道料金及び電話料金について、クレジットカード決済による支払を実施したことで、事務の効率化が図られた。
汎用的な物品・役務における共同調達等の有効活用	継続	-	-
公告期間等の徹底	継続	(本省及び地方支分部局等) 令和5年度に一者応札であった案件で、令和6年度に複数者が入札した案件が環境省全体で23件であった。	-
競争参加資格要件の緩和	継続	(本省及び地方支分部局等) 令和5年度に一者応札であった案件で、令和6年度に複数者が入札した案件が環境省全体で9件であった。	-
公告等、入札説明書等のホームページへの掲載	継続	-	-
事業者が準備にかかる時間を十分に確保できるよう留意した受注者の決定時期の設定	継続	(本省及び地方支分部局等) 令和5年度に一者応札であった案件で、令和6年度に複数者が入札した案件が環境省全体で20件であった。	-
提案書等の分量の適正化	継続	(本省及び地方支分部局等) 令和5年度に一者応札であった案件で、令和6年度に複数者が入札した案件が環境省全体で2件であった。	-
仕様の明確化	継続	(本省及び地方支分部局等) 令和5年度に一者応札であった案件で、令和6年度に複数者が入札した案件が環境省全体で38件であった。	-
報告書等の積極的な開示	継続	(本省及び地方支分部局等) 令和5年度に一者応札であった案件で、令和6年度に複数者が入札した案件が環境省全体で14件であった。	-
適正な予定価格の設定(市場価格、過去に調達した類似案件事例等の情報収集・PMOレビューの活用)	継続	-	-

(注)本年度契約額と昨年度契約額との差額(業務量に増加があったことにより削減額に寄与しない案件は除外した上で算出)

外部有識者からの意見聴取の実施状況
(対象期間: 令和6年4月1日～令和7年3月31日)

外部有識者の氏名・役職【環境省入札監視・契約適正化委員会 委員 養輪 靖博先生】 意見聴取日【令和7年6月30日】

意見聴取事項	意見等	意見等への対応
○一者応札の的確な改善策について	<p>○契約前自己チェックプロセスの取組については、対象の拡充により、更なる効果が認められるが、一者応札が継続している調達が多数あることから、発注方式や仕様等の見直しを行っていく必要がある。</p> <p>○とりわけ、継続的に高額かつ一者応札で高落札率である案件及び継続的に同一の者と契約締結に至っている入札案件については、その公平・公正・透明性の観点から不断の見直しが必要である。</p> <p>○また、前年度(又はそれ以前)の落札者が一方的に有利な条件とならないよう、報告書等の成果開示や、新規入札者における当該成果の利用、現場確認等の機会を設けるなど、入札者数の増加を図るべきである。</p>	<p>○業務の質を維持しながら、一者応札となった要因について、引き続き個別案件ごとの原因分析及び対策の検討を行うとともに、契約前自己チェックシート等により、発注方式や仕様等の見直しを行っていく。</p> <p>○とりわけ継続的に高額かつ一者応札で高落札率である案件及び継続的に同一の者と契約締結に至っている入札案件について、業務担当者による契約前自己チェックを行うことで、職員の一者応札改善への意識を高めるとともに、競争性確保を図って参りたい。</p> <p>○一者応札対策の新たな取組として、まずは環境省内の調達案件について、今後の業務発注見直しと併せて、過年度同種業務の報告書の有無等について、四半期毎に公表している。本取組については、今後も引き続き対応して参りたい。</p>

外部有識者の氏名・役職【環境省入札監視・契約適正化委員会 委員 寺浦 康子先生】 意見聴取日【令和7年6月30日】

意見聴取事項	意見等	意見等への対応
○競争参加資格の適切性について	<p>○取組について、一定の効果は認められるが、一者応札となった案件について、一者応札アンケート等を通じて競争参加資格が必要以上に競争参加者を制限せず複数者が参加できる設定となっているか確認することが重要である。</p> <p>特に、例年一者応札かつ同一業者の案件については、その公平・公正・透明性の観点から不断の見直しが必要である。</p> <p>例えば、案件の性質によっては、売上高や財務基盤は重視する必要のないものや、民間事業の経験があれば公共事業の経験と同視してよいものもあるため、必須の参加資格かどうかを見直すべきである。</p>	<p>○1者応札アンケートについては、個別の案件について速やかに実施するスキームに見直ししたことにより、アンケート回答を受けて、類似調達案件の一部に条件緩和や仕様書の見直し等の改善が認められてきたところ。本取組については、今後も引き続き対応して参りたい。</p> <p>その他の取り組みとして、引き続き契約前自己チェック等において、業務固有の参加要件を付す場合には、その適切性を十分に検討し、必要以上に競争参加者を制限していないか競争参加資格の設定を確認する。</p>
○随意契約、一者応札について	<p>○単年度主義であることにより、随意契約や一者応札とならざるを得ない案件が見受けられる。複数年にまたがる契約を締結することが最適なものについては、複数年契約を可能とする国庫債務負担行為が認められるよう予算上の措置を講じたうえで、複数年契約の一般競争入札とすべきである。</p> <p>○複数年にわたる事業を単年度で実施する場合には、既年度の業務実施状況等が良好であるという理由をもって次年度を同一事業者との随意契約としているケースがある。契約の性質又は目的が競争を許さない場合と安易に判断している可能性もあるため、随意契約とすべき必然性があるか第三者目線で客観的に精査すべきである。例えば、複数年にわたる事業であっても、最初に事業の基本的な企画を立て、後続年度はそれに沿って実施するような案件の場合、必ずしも企画立案者と実施者が同一事業者でなければならないものではない。また、イベント型の事業については事業者が変わることにより新たな発想が期待できるという側面も考慮すべきである。</p>	<p>○国の予算については単年度主義が原則であるところ。一方で例外となる国庫債務負担行為として適切と認められる案件については、積極的に国庫債務負担行為に係る予算上の措置講じられるように調整するとともに、複数年契約の一般競争入札となるように努めて参りたい。</p> <p>○複数年にわたる事業においては、既年度の良好な実績のみならず、既年度の業務実績を踏まえ次年度以降の業務と一体不可分の継続事業であるかについても考慮のうえ契約先としてしているものです。引き続き、随意契約の必然性や契約の透明性・公平性の向上に努めて参りたい。</p>